

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【公開番号】特開2019-162169(P2019-162169A)

【公開日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-039

【出願番号】特願2018-50434(P2018-50434)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 3 3 Z
A 6 3 F	7/02	3 2 4 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が行われる遊技機であって、

遊技球を用いた遊技が前側にて行われるとともに前記遊技に応じた演出を行う表示装置を備える遊技盤と、

該遊技盤が前方から着脱可能に取り付けられる枠本体と、

該枠本体の後側に設けられると共に、外部から遊技球を受け入れる球貯留部と、

前記球貯留部に貯留されている遊技球を左右方向の一方側に流下させる左右方向通路部と、

前記左右方向通路部を流下した遊技球を下方に位置する球払出装置に向けて流下させる高さ方向通路部と、

前記左右方向通路部と前記高さ方向通路部との屈曲部分に設けられ、不透明な部材で構成される通路補助部と、備え、

前記左右方向通路部と前記高さ方向通路部との少なくとも一部は、透過性を有する部位を有し、

前記左右方向通路部および前記高さ方向通路部は、前記枠本体から前記遊技盤が離脱した状態で当該遊技機の前側から確認可能に設けられ、

前記通路補助部は、前記枠本体から前記遊技盤が離脱した状態で、前記透過性を有する部位を通して当該遊技機の前側から視認可能であり、

さらに、前記枠本体の前方には、開閉可能な前扉が設けられ、

前記前扉の上部には、所定の上装飾部が設けられ、

前記枠本体から前記遊技盤が離脱した状態で前記前扉が閉鎖されているときには、前記左右方向通路部、前記高さ方向通路部、および前記通路補助部の少なくとも一部が前記上装飾部と正面視で重なるように構成されてなる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

遊技球を用いた遊技が行われる遊技機であって、

遊技球を用いた遊技が前側にて行われるとともに前記遊技に応じた演出を行う表示装置を備える遊技盤と、

該遊技盤が前方から着脱可能に取り付けられる枠本体と、

該枠本体の後側に設けられると共に、外部から遊技球を受け入れる球貯留部と、

前記球貯留部に貯留されている遊技球を左右方向の一方側に流下させる左右方向通路部と、

前記左右方向通路部を流下した遊技球を下方に位置する球払出装置に向けて流下させる高さ方向通路部と、

前記左右方向通路部と前記高さ方向通路部との屈曲部分に設けられ、不透明な部材で構成される通路補助部と、備え、

前記左右方向通路部と前記高さ方向通路部との少なくとも一部は、透過性を有する部位を有し、

前記左右方向通路部および前記高さ方向通路部は、前記枠本体から前記遊技盤が離脱した状態で当該遊技機の前側から確認可能に設けられ、

前記通路補助部は、前記枠本体から前記遊技盤が離脱した状態で、前記透過性を有する部位を通して当該遊技機の前側から視認可能であり、

さらに、前記枠本体の前方には、開閉可能な前扉が設けられ、

前記前扉の上部には、所定の上装飾部が設けられ、

前記枠本体から前記遊技盤が離脱した状態で前記前扉が閉鎖されているときには、前記左右方向通路部、前記高さ方向通路部、および前記通路補助部の少なくとも一部が前記上装飾部と正面視で重なるように構成されてなる

ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】